

第9章 検査

第9章 検査

1 検査の内容

検査には給水装置工事主任技術者が行うしゅん工検査と市長が行う検査（工事検査等）がある。

前者は、給水装置が政令第6条に定める基準への適合の他、条例及び春日井市水道事業給水条例施行規程（昭和55年3月31日水管規程第2号）並びにこれらに基づく基準に適合し、かつ、施工方法が適切に行われていることを確認するものである。

一方後者は、水質や給水装置に係る適切な管理を図ることを目的として必要な範囲に限って行うものである。

(1) しゅん工検査

給水装置工事主任技術者は、給水装置工事がしゅん工したら速やかに所定の検査を行い、検査報告書（様式9-1）に検査結果を記入し、上下水道部へ提出するものとする。この検査項目は必要最低限のものであるので、その他の項目についても必要に応じて検査を実施すること。（参照表9-1）

ア 配管検査

配管について埋設深度が所定どおりか、給水管の接合方法は適切か、省令の性能基準への適合品が使用してあるかなどについて確認する。

イ 器具検査

給水器具について、接合方法は適切か、性能基準適合品が使用してあるかなどについて確認する。

ウ 耐圧試験

給水装置の使用開始前に管内を洗浄するとともに、通水試験、耐圧試験及び水質の確認を行うこと。

耐圧検査について給水用具によっては、最高使用圧力0.75Mpa以上の圧力を加えると損傷するおそれがあったり、器具の流出側から逆圧を加えた場合、最高使用圧力以下であっても故障の原因となりうる 경우가あ

るので、給水用具に応じた方法で実施すること。

(ア) 水圧試験の手順

- ①メーター接続用ソケットまたは、フランジにテストポンプを連結する。
- ②給水栓等を閉めて、給水装置内及びテストポンプ内の水槽内に充水する。
- ③充水しながら、給水栓等をわずかに開いて給水装置内の空気を抜く。
- ④空気が完全に抜けたら、給水栓等を閉める。
- ⑤加圧を行い水圧が 0.98Mpa に達したら、テストポンプのバルブを閉めて1分間以上その状態を保持し、水圧低下の有無を確認する。
- ⑥試験終了後は、適宜給水栓を開いて圧力を下げてからテストポンプを取外す。

なお、止水栓より上流側についても同様な手順で水圧試験を行う。

(イ) 水質の確認項目

水質の確認項目として表9-2のとおりである。

なお、配水管又は給水管から分岐したとき、及び給水装置を新設したときは、完成検査時に残留塩素を測定することし、測定結果が 0.1mg/l (ppm) に満たない場合は、通水してはならないものとする。

エ メーターまわり

メーター筐の位置が検針や取替作業の際支障がないかなどについて確認すること。

表 9 - 1

検査	種別及び検査項目	検査内容
屋外の 検査	① 分岐箇所及び第一止水栓 設置位置のオフセット	・ 正確に測定されているか。(2点から測量)
	② 水道メーター、止水栓	・ 水道メーターは、逆付け、片寄りがなく、水平に 取付けられているか。 ・ 検針・取替に支障がないか。 ・ 止水栓の操作に支障がないか。 ・ 止水栓は、逆付け及び傾きがないか。
	③ 埋設深さ	・ 所定の深さが確保されているか。
	④ 給水管延長	・ 給水装置工事設計書と整合しているか。
	⑤ メーターボックス	・ 傾きがないこと及びメーターの設置方法に適合 しているか。
	⑥ 止水栓 (ゲート弁類)	・ スピンドルの位置がボックスの中心にあるか。
配 管	① 配管	・ 延長、給水用具等の位置が給水装置工事設計書と 整合しているか。 ・ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポン プに直接連結されていないか。 ・ 配管の口径、経路、構造等が適切であるか。 ・ 水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための 適切な措置がなされているか。 ・ 逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の 確保等がなされているか。 ・ クロスコネクションがなされていないか。
	② 接合	・ 適切な接合が行われているか。
	③ 管種	・ 性能基準適合品の使用を確認すること。
給 水 用 具	① 給水用具	・ 性能基準適合品の使用を確認すること。
	② 接続	・ 適切な接合が行われているか。
受水槽	① 吐水口空間の測定	・ 吐水口と越流面等との位置関係を確認すること。
機 能 検 査		・ 通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メ ーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状 態などについて確認すること。
耐 圧 試 験		・ 試験水圧 0.98Mpa (10 kg f/cm ²)、一分間で漏水及 び抜けなどのないことを確認すること。
水 質 の 確 認		・ 確認項目を確認すること。(残留塩素含む。)

表 9 - 2

項目	判定基準
残留塩素（遊離）	0.1mg/ℓ 以上
臭 気	観察により以上でないこと
味	〃
色	〃
濁り	〃

(2) 市長が行う工事検査

市長が行う検査は、維持管理上必要なものについて行うもので、指定工事事業者と工事申込者との工事内容を検査するものではない。

市長が行う検査範囲は、配水管分岐部より官民境界から民地側 1 m 以内に設置した第一止水栓まで及びメーター（市貸与）まわりとし、検査の内容は、次のとおりとする。）

ア 中間検査

配水管に給水用具を取付ける場合の検査をいう。

中間検査は、様式 9 - 2 の項目により行い、検査結果を記入するものとする。

イ 工事検査

指定給水装置工事事業者が給水装置工事を完了したときは、直ちに給水装置工事しゅん工届（第 5 号様式）を市長に提出し工事検査を受けなければならない。（条例第 8 条第 2 項）

指定給水装置工事事業者は、工事検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて市長の工事検査を受けなければならない。

(ア) 検査

工事検査は、給水形態により給水装置工事検査表「様式9-3～6」の項目により行い、検査結果を記入するものとする。

(イ) しゅん工届の添付書類

しゅん工図書、貯水槽施設調査票(受水槽がある場合)、工事写真(第7章12参照)

給水装置工事完了検査報告書 (主任技術者用)

検査月日 年 月 日

お客様番号	第	号
設置場所	春日井市	
建物名称		
給水装置設置者		
指定給水装置 工事事業者		
備考		

	検査項目 (主任技術者)	検査結果	備考
配管	土被りが0.3m以上の深さがある	はい・いいえ	
	工事調書と整合している	はい・いいえ	
	クロスコネクションがされていない	はい・いいえ	
	必要な防護処置がされている 防寒・防食	はい・いいえ	
	防護方法 ()	はい・いいえ	
	適切な接合が行われている	はい・いいえ	
	性能基準適合品が使用されている	はい・いいえ	
器具	適切な接合が行われている	はい・いいえ	
	性能基準適合品が使用されている	はい・いいえ	
耐圧	所定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けその他異常がない	はい・いいえ	
第一止水栓 メーターまわり	第一止水栓は官民境界より概ね1m以内である	はい・いいえ	
	メーターは官民境界より概ね1m以内である	はい・いいえ	
	第一止水栓、止水栓筐、メーター筐は市承認品である	はい・いいえ	
	メーターの検針・取替に支障がない	はい・いいえ	
	底板・砂留板は良好に設置されている	はい・いいえ	
	メーターを逆付けしていない	はい・いいえ	
<p>上記のとおり給水装置の完了検査を 年 月 日に行い、しゅん工したことを報告します。 なお、工事内容の相違又は不適合があった場合、責任をもって処理します。</p> <p style="text-align: center;">給水装置工事主任技術者</p>			

様式9-1 (裏)

集合住宅等 (受水槽有)

	検査項目 (主任技術者)	検査結果	備考
配管	工事調書と整合している	はい・いいえ	
受水タンク	性能基準適合品が使用されている	はい・いいえ	
	容量等において、調査票と一致している	はい・いいえ	
	越流面等と吐水口の位置関係は基準どおりである	はい・いいえ	
	越流管・通気管の管端部に防虫網がついている	はい・いいえ	
	波立ち防止措置が適切に行われている	はい・いいえ	
	保守点検を容易に行うことができる	はい・いいえ	

遠隔式各戸検針

	検査項目 (主任技術者)	検査結果	備考
各戸メーター	メーター口径は、工事調書と一致している	はい・いいえ	
集中検針盤	設置箇所及び位置が適切である	はい・いいえ	
	配列が適切である	はい・いいえ	
	扉は施錠してある	はい・いいえ	
その他	各戸メーター、共用メーターを通過していない水栓はない	はい・いいえ	

普通式各戸検針

	検査項目 (主任技術者)	検査結果	備考
各戸メーター	設置基準に適合している	はい・いいえ	
	メーター番号、部屋番号とお客様番号が一致している	はい・いいえ	
	メーター口径は、工事調書と一致している	はい・いいえ	
	メーターの検針・取替に支障がない	はい・いいえ	
その他	各戸メーター、共用メーターを通過していない水栓はない	はい・いいえ	

集合住宅等 (支管分岐)

	検査項目 (主任技術者)	検査結果	備考
メーターまわり	各戸メーターと各戸の給水装置の関連が設計書と整合している	はい・いいえ	

集合住宅等 (パイプシャフト)

	検査項目 (主任技術者)	検査結果	備考
各戸メーター	設置基準に適合している	はい・いいえ	
	メーター番号、部屋番号とお客様番号が一致している	はい・いいえ	
	メーター口径は、工事調書と一致している	はい・いいえ	
	パイプシャフトの扉は施錠していない	はい・いいえ	
配管	各戸に引込む管の接続高さが適切である	はい・いいえ	
器具	吸排気弁が適切な箇所に設置してある	はい・いいえ	

様式9-4 (表)

給水装置工事検査表 (上下水道部用)

水道技術管理者

課長	課長補佐	主査	担当

検査月日 年 月 日

お客様番号	第 号
設置場所	春日井市
建物名称	
給水装置設置者	
指定給水装置 工事事業者	
備考	

集合住宅等 (受水槽有)

	検査項目	検査結果	備考
メーターまわり	メーターは官民境界より概ね1m以内である	はい・いいえ	
	メーター筐は市承認品である	はい・いいえ	
	メーターの検針・取替に支障がない	はい・いいえ	
	底板・砂留板は良好に設置されている	はい・いいえ	
	メーターを逆付けしていない	はい・いいえ	
水質	残留塩素濃度は0.1mg/l以上確保されている	はい・いいえ	
	臭気、濁り等の異常がない	はい・いいえ	
配管	工事調書と整合している	はい・いいえ	
受水タンク	性能基準適合品が使用されている	はい・いいえ	
	容量等において、調査票と一致している	はい・いいえ	
	越流面等と吐水口の位置関係は基準どおりである	はい・いいえ	
	越流管・通気管の管端部に防虫網がついている	はい・いいえ	
	波立ち防止措置が適正に行われている	はい・いいえ	
	保守点検を安易に行うことができる	はい・いいえ	
第一止水栓 オフセット	第一止水栓は官民境界より概ね1m以内である	はい・いいえ	
	第一止水栓、止水栓筐は市承認品である	はい・いいえ	
	工事調書と整合している	はい・いいえ	

様式9-4 (裏)

普通式各戸検針

	検査項目	検査結果	備考
各戸メーター	設置基準に適合している	はい・いいえ	
	メーターを逆付けしていない	はい・いいえ	
	メーター番号、部屋番号とお客様番号が一致している	はい・いいえ	
	メーター口径は、工事調書と一致している	はい・いいえ	
その他	各戸メーター、共用メーターを通過していない水栓はない	はい・いいえ	
	各部屋の通水テストによりクロスコネクションはない	はい・いいえ	

遠隔式各戸検針

	検査項目	検査結果	備考
各戸メーター	メーター口径は、工事調書と一致している	はい・いいえ	
集中検針盤	設置箇所及び位置が適切である	はい・いいえ	
	配列が適切である	はい・いいえ	
	扉は施錠してある	はい・いいえ	
その他	各戸メーター、共用メーターを通過していない水栓はない	はい・いいえ	

一括検針

	検査項目	検査結果	備考
各戸メーター	メーター口径は、工事調書と一致している	はい・いいえ	

